絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略 構成案

「絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措置に ついて(答申案)」パブリックコメント意見の対応の考え方

第1章 背景

- 平成 23 年度に絶滅のおそれのある野生生物種(絶滅危惧種)の 保全状況を点検
- 「生物多様性国家戦略 2012-2020」に絶滅危惧種の保全に関する 戦略を作成することを記述

【関連するパブリックコメント 意見の趣旨と対応】

第2章 目的

● 種の絶滅を回避し、最終的に本来の生息・生育地における当該種の安定的な存続を確保する

(本戦略では、環境省として、この目的に向けて絶滅危惧種の保全を全国的に推進するために、基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を示す。)

第3章 絶滅危惧種の現状と課題

- 1.第4次レッドリストの結果
 - 環境省の第4次レッドリストでは、10分類群合計で3,597種の絶滅危惧種が掲載され、依然として厳しい状況
- 2. 我が国の絶滅危惧種の保全に関する現状と課題(平成 23 年度点検 結果)
 - 種の保存法をはじめ、過去 20 年で絶滅危惧種の保全に資する法制度の整備は進んできているが、それらの活用は不十分
 - 都道府県でも条例の制定が進んでいるが、知見の共有等の連携が 不足
 - 絶滅危惧種の保全の優先順位を明確にし、種についての知見の充実と運用体制強化によって、保全を推進することが必要
- 3.国際的な絶滅危惧種の国内流通管理に関する現状と課題(平成 23 年度点検結果)

種の保存法の施策の見直しに関するご意見(意見 №.19)等を踏まえ、国際的な絶滅危惧種の国内流通管理に関しても、第3章で言及する。

第4章 基本的考え方

- 1. 絶滅危惧種保全の優先度の考え方
 - 種の存続の困難さと対策効果の視点で優先して保全に取り組む 種を決定
 - 環境省が主導して取り組む場合は、全国レベルでの保全の必要性 も考慮
- 2. 効果的かつ計画的な保全対策の考え方
- (1)種の特性や減少要因を踏まえた対策の選定
- (2)生息域外保全と野生復帰の考え方
 - 生息・生育地での保全を基本とし、生息域外保全は補完として利 用
- 3. 各種制度の効果的な活用
 - 様々な既存の制度を、相互の組み合わせも含めて効果的に活用
 - 種の保存法による種指定の一層の促進や、他の関連法令の活用を 図る
- 4. 知見及び技術の集積と共有
 - 科学的知見や保全に関する情報等の蓄積と各関係主体間の共有
- 5.保全の体制等のあり方
 - 人材や予算等の確保を含めた運用体制の強化
 - 関係主体の効果的な連携体制の整備
 - 社会の理解や関心の促進

第5章 施策の展開

- 1. 絶滅危惧種に関する情報及び知見の充実
- (1) 絶滅危惧種の生態及び生息・生育状況に関する情報の蓄積
- (2) レッドリストおよびレッドデータブックの整備
- (3) 絶滅危惧種保全重要地域の抽出
- (4) 絶滅危惧種の保全状況の点検

第4章では、3,597種の絶滅危惧種をどのように保全していくかの考え方を示す。(意見No.24)

種の保存法に基づく種指定も 含め、保全の優先順位につい ては、第4章1.で記述予定。 (意見No.20, No.30)

第5章1.(4)では、個々の種の保全状況の点検の他、絶滅危惧種の保全状況の全般的な点検も定期的に行うことを記述予定。(意見No.26)

- 2. 絶滅危惧種の保全対策の推進
- (1)優先度の考え方を踏まえた保全の取組
 - 特に絶滅のおそれが高く、規制の不十分な種から種の保存法による る積極的な種指定を推進
 - 国際的にも重要な生態系での総合的な保全を推進
 - 外来種対策や生息地の改善等、既存の制度や事業等の活用
- (2)保全手法及び保全技術の開発と普及
- 3. 多様な主体の連携及び社会的な理解の促進
 - 関係省庁や地方公共団体との適切な役割分担と協力体制の形成
 - 絶滅危惧種の保全に際して重要な考え方の普及
 - 具体的な保全の取組において、多様な主体との連携体制を検討
 - 絶滅危惧種の危機の状況や保全の必要性に関する幅広い広報

保護区制度の活用促進につい ても、第5章2.(1)で言及 する。(意見No.25)

国際的視野に立った渡り鳥の 保全については、既存の制度 の活用に関する記述の中で、 国際的な連携枠組の活動促進 を言及する。(意見 No.21)

第5章3.では、個々の種の 保全について関係主体の連携 について記述予定。(意見 No.28)

絶滅危惧種の課題を含めた生物多様性に関する教育の促進についても言及する。(意見No.29)